

<平成31年度公募における主な変更点等>

- (1) 科研費の研究計画調書について、「研究代表者及び研究分担者の研究業績」欄を「応募者の研究遂行能力及び研究環境」欄に変更する等、様式の見直しを行いました。（31頁参照）
研究計画調書の作成に当たっては、公募要領別冊「応募書類の様式・記入要領」を十分確認してください。
- (2) 科研費における研究組織は従来「研究代表者」、「研究分担者」、「連携研究者」及び「研究協力者」により構成していたところ、科学技術・学術審議会における審議の結果、平成30年度から「連携研究者」を「研究協力者」に統合することとしました。
このため、研究組織は、「研究代表者」、「研究分担者」及び「研究協力者」から構成してください。（34頁参照）上記の研究組織の見直しの詳細については、次の資料を参照してください。
 - ・研究組織及び研究計画調書の見直しについて（平成29年10月20日科研費改革に関する作業部会）（抜粋）
 - ・研究組織の見直しについて

[URL:http://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/gijyutu/gijyutu4/041/shiryo/1400822.htm](http://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/gijyutu/gijyutu4/041/shiryo/1400822.htm)
- (3) 研究代表者が、研究分担者とともに研究組織を構成する場合、研究分担者となることの承諾を得る手続については、従来書面にて行っていましたが、科研費電子申請システムにより行うこととしました。（35頁参照）
- (4) 審査の際に審査委員が、researchmap及び科学研究費助成事業データベース（KAKEN）の掲載情報を必要に応じて参照することとしました（93頁参照）
- (5) 科研費による研究は、研究者の自覚と責任において実施するものであるため、研究の実施や研究成果の公表等については、国の要請等に基づくものではなく、その研究成果に関する見解や責任は、研究者個人に帰属されることを明記しました。（8頁参照）
- (6) 研究者が遵守すべき行動規範について明記するとともに、研究代表者及び研究分担者が、研究遂行上配慮すべき事項について内容を理解し確認する必要があることを明記しました。（9頁、93頁、95頁、100頁参照）

- (7) 基盤研究 (A) について、従来採択されなかった場合にのみ審査結果の所見を開示していましたが、新たに、採択された場合についても、審査結果の所見を開示するとともに、審査結果の所見の概要を科学研究費助成事業データベース (KAKEN) に公開することとしました。
(110頁参照)
- (8) 近年の科研費の応募件数の増加に関して、科研費制度の趣旨、目的の研究機関内での改めでの共有について、研究機関の留意事項として明記しました。(96頁参照)